

書類を提出する みなさまへ

行政書士でない者が、他人の依頼を受け、
いかなる名目によるかを問わず
報酬を得て、官公署に提出する
書類の作成を業として
行うことは、法律違反です。
違反行為については、
行為者のほか、その者が所属
する法人に対しても罰則が
適用されます。

行政書士法第1条の3 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

行政書士法 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第1条の3に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。



宮 城 県
宮城県行政書士会